

宅地建物取引業者 変更届出に係る提出書類等一覧表

法人・個人の別	変更事項	提出書類				留意事項																
		① ※ 宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 様式				②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
		(第一面)	(第二面)	(第三面)	(第四面)	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※3	※3	※3	※3	
法人	(1) 商号	○				○											○	○		○		
	(2) 代表者（新任・姓名変更）	○				○	○	○		○	○	○					○	○		○	1)代表者は従事者でもあるため、⑯も提出。 2)姓名変更の場合は③、④、⑦及び⑧は不要。	
	(3) 代表者以外の役員（新任・姓名変更）注5	○	○			○	○	○		○	○	○							○	○	1)当該役員が従事者にもなる場合は⑯も提出。 2)姓名変更の場合は③、④、⑦及び⑧は不要。	
	(4) 代表者以外の役員（退任）	○	○			○													○	○	当該役員が従事者であって、業者を辞めた場合は⑯も提出。	
	(5) 主たる事務所の移転	○		○		○								○	○	○				○	○	移転後の従事者に変更ない場合は⑯は不要。
	(6) 従たる事務所の移転・増減	○		○		○								○	○	○				○	○	1)移転後の従事者に変更ない場合は⑯は不要。 2)事務所減の場合は⑩～⑫は不要。
	(7) 政令で定める使用人（新任・姓名変更）	○		○			○	○		○	○						右記2)			○	○	1)政令使用人は従事者でもあるため、⑯も提出。 2)姓名変更の場合は③、④、⑦及び⑧の代わりに「戸籍抄本」を提出。
	(8) 政令で定める使用人（退任）	○		○																○	○	政令使用人は従事者でもあるため、⑯も提出。
	(9) 専任の宅地建物取引士（新任・姓名変更）	○			○												右記2)			○	○	1)専任の取引士は従事者でもあるため、⑯も提出。 2)姓名変更の場合は⑤の代わりに「戸籍抄本」を提出。（注6）
	(10) 専任の宅地建物取引士（退任）	○			○															○	○	専任の取引士は従事者でもあるため、⑯も提出。
個人	(11) 名称	○																		○	○	
	(12) 代表者（姓名変更）	○															○	○	○	○	○	代表者は従事者でもあるため、⑯も提出。
	(13) 主たる事務所の移転	○		○										○	○	○				○	○	移転後の従事者に変更ない場合は⑯は不要。
	(14) 従たる事務所の移転・増減	○		○										○	○	○				○	○	1)移転後の従事者に変更ない場合は⑯は不要。 2)事務所減の場合は⑩～⑫は不要。
	(15) 政令で定める使用人（新任・姓名変更）	○		○			○	○		○	○						右記2)			○	○	1)政令使用人は従事者でもあるため、⑯も提出。 2)姓名変更の場合は③、④、⑦及び⑧の代わりに「戸籍抄本」を提出。
	(16) 政令で定める使用人（退任）	○		○																○	○	政令使用人は従事者でもあるため、⑯も提出。
	(17) 専任の宅地建物取引士（新任・姓名変更）	○			○												右記2)			○	○	1)専任の取引士は従事者でもあるため、⑯も提出。 2)姓名変更の場合は⑤の代わりに「戸籍抄本」を提出。（注6）
	(18) 専任の宅地建物取引士（退任）	○			○															○	○	専任の取引士は従事者でもあるため、⑯も提出。

注1) 商業登記簿は、履歴事項全部証明書を提出してください。役員等の退任日が確認できない場合、閉鎖事項証明書の提出をお願いすることがあります。
 注2) 成年被後見人及び被保佐人とみなされる者（平成12年3月31日以前の禁治産者、準禁治産者）に該当しない旨並びに破産者に該当しない旨の証明書で、本籍地の市区町村において発行されるものです。
 注3) 平成12年4月1日以降、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書で、法務局において発行されるものです。
 注4) ⑰は、宅地建物取引士が、個人の資格者として手続きすることを義務付けられているものです（宅地建物取引業法第20条）。
 注5) 今現在、役員（監事・監査役等を除く。）として届け出られている方が、複数代表制を採ること等を理由として、宅地建物取引業者の代表者ではない法人代表者に就任した場合は、提出書類のうち③、④、⑦及び⑧の提出は不要です。
 注6) 専任の宅地建物取引士の姓名変更の場合には、戸籍抄本に代えて姓名の変更が確認できる「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の控え又は写しても可です。